

諮問日：令和4年3月11日（令和3年度（情）諮問第47号）

答申日：令和4年7月27日（令和4年度（情）答申第14号）

件名：大阪地方裁判所における「開廷表の提出について（大阪地裁訟廷庶務係の事務連絡）」と題する文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「開廷表の提出について（平成27年9月25日付の大阪地裁訟廷庶務係の事務連絡）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、大阪地方裁判所長が、本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、大阪地方裁判所長が令和4年2月3日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3（令和4年7月1日改正前の取扱要綱記第11の4）に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

「当事者名を秘密記載部分として閲覧等の制限の申立てがされた事件及び被害者特定事項の秘匿決定がされた事件の期日情報の提供について」（平成28年4月11日付け大阪地方裁判所総務課及び大阪簡易裁判所の申合せ）（以下「本件申合せ」という。）2頁末尾に「③ 開廷表の提出については、平成27年9月25日付け訟廷庶務係事務連絡「開廷表の提出について」参照。」と記載されていることからすれば、本件開示申出文書は存在するといえる。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 原判断庁において探索を行ったが、本件開示申出文書は存在しなかった。
- 2 苦情申出人は、本件申合せ2頁末尾に「③ 開廷表の提出については、平成

27年9月25日付け訟廷庶務係事務連絡「開廷表の提出について」参照。」と記載されていることからすれば、本件開示申出文書は存在するといえる旨主張する。

しかし、苦情申出人の主張をふまえて再度探索するも、本件開示申出文書である平成27年9月25日付けの大阪地裁訟廷庶務係作成の「開廷表の提出について」の存在は確認できず、原判断庁において実際に作成又は取得したのか否か及び作成又は取得後に廃棄されたのかが判然としないことから、存在しないとの理由で不開示とする判断に至ったものである。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年3月11日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年6月17日 審議
- ④ 同年7月15日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出書の記載を踏まえれば、本件開示申出について、大阪地方裁判所訟廷庶務係において平成27年9月25日付けで作成された「開廷表の提出について」と題する事務連絡の開示を求めるものと原判断庁が整理したことは合理的である。

苦情申出人は、本件申合せの記載を根拠に、本件開示申出文書は存在すると主張する。しかし、本件申合せの記載内容の全体を踏まえれば、大阪地方裁判所訟廷庶務係名義の事務連絡が存在するとは必ずしもいえず、そのほかその存在が推認され得る事情も見当たらないから、本件開示申出文書に該当する文書の存在は確認できず、原判断庁において実際に作成したのか否か及び作成後に廃棄されたのかが判然としないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容に特段不自然な点は見当たらず、不合理とはいえない。

そのほか、大阪地方裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、大阪地方裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、大阪地方裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    門   口   正   人

委                    員                    長   戸   雅   子